

第 1 5 9 0 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 2 年 3 月 25 日
自	13 時 30 分
至	16 時 50 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公 開—

(議決事項)

- 第42号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項に係る教育委員会の回答について (総務課)
- 第43号 組織改正、会計年度任用職員制度の導入等に伴う規則及び訓令の一部改正等について (総務課・学校企画課)
- 第44号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正等について (総務課)
- 第45号 次期しまね教育ビジョン(案)について (総務課)
- 第46号 教員免許更新制に関する規則の一部改正について (学校企画課)
- 第47号 県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則の制定について (学校企画課)
- 第48号 就学奨励費取扱規則の一部改正について (特別支援教育課)
———以上原案のとおり議決

(協議事項)

- 第17号 少人数学級編制・スクールサポート事業の見直しについて (学校企画課)
- 第18号 小中学校の学校司書等配置事業の見直しについて (教育指導課)
———以上資料により協議

(報告事項)

- 第98号 新型コロナウイルス感染症への対応について (学校企画課・教育指導課・特別支援教育課・社会教育課)
- 第99号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について (教育指導課)
- 第100号 令和2年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)
- 第101号 令和元年度島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長顕彰・第2期分) について (社会教育課)
———以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第49号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について(学校企画課)

第50号 令和2年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について(教育指導課・特別支援教育課)

——以上原案のとおり議決

(承認事項)

第10号 教職員の懲戒処分について(総務課・学校企画課)

——以上原案のとおり承認

(報告事項)

第102号 教育委員会事務局等職員(事務職員等関連分)定期人事異動について(総務課)

第103号 令和2年春の叙勲内示について(総務課・保健体育課)

——以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	全議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
佐藤教育次長	公開議題
安食総務課長	全議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第49号、議決第50号、承認第10号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
福島特別支援課上席調整監	公開議題
原保健体育課長	公開議題、報告第103号
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	7 件
	承認事項	0 件
	協議事項	2 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

議決第42号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項に係る教育委員会の回答について（総務課）

○安食総務課長 資料1の3ページを御覧いただきたい。3月17日付で、知事から教育長宛てに特定社会教育機関に係る規則で定めようとする事項について協議があったところである。

1の1ページの1が知事からの協議の概要である。（1）協議事由だが、2月14日の教育委員会会議において、県立美術館及び県立石見美術館に係る事務の知事への移管に関する条例案について、教育委員会の意見の議決をいただいたところである。島根県立美術館及び島根県立石見美術館の設置、管理及び廃止に関する事務を知事が管理し、執行することとする「島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例」が、令和2年2月定例会で議決となって、当該事務が4月1日から知事に移管されることになり、（3）に記載の2つの規則で知事が定めようとする事項について、このたび知事から協議があったものである。（2）根拠規定は、議題の表題にある地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項であるが、内容は、知事が当該規則で定めようとする事項については、あらかじめ教育委員会に協議しなければならないというものである。（3）知事が定めようとする規則は、島根県立美術館条例施行規則と島根県芸術文化センター条例施行規則である。

1の2ページを御覧いただきたい。知事が定める規則の概要の資料をつけている。知事が定める島根県立美術館条例施行規則と、島根県芸術文化センター条例施行規則については、現在、教育委員会規則として定めている。それぞれ、県立美術館については島根県立美術館条例施行規則、石見美術館については島根県立石見美術館管理規則において規定しているが、この内容と同じ内容を改めて県規則において定めようとするものである。それぞれの県規則に規定する主な事項は、それぞれ、1（2）、2（2）にある。指定管理者の指定に関する事項、使用料に関する事項、年間観覧券の交付に関する事項、観覧料の割引制度に関する事項。それから、1の県立美術館に関する規則では、このほか、島根県立美術館協議会の組織及び運営に関する事項を規定しようというものである。いずれの県規則についても、施行期日は令和2年4月1日となっている。

1の5ページからは、島根県立美術館に関する県規則の案と現在の教育委員会規則の対照表を添付している。個々の条文についての説明は割愛するが、先ほど申し上げたように、教育委員会規則で規定している内容と同じ内容を改めて県規則において定めようとするも

のである。下線部が、規則の内容が変わっている部分である。

1の12ページからは芸術文化センター、これは石見美術館といわみ芸術劇場に係るものであるが、県規則と教育委員会規則の対照表になっている。中欄が石見美術館に関する現在の教育委員会規則、右欄がホール部分であるいわみ芸術劇場に関する現在の県の規則である。そして、左欄がこのたび知事が定めようとする規則は、現在のいわみ芸術劇場管理規則を全部改正する形で規定をしようということである。同じく、個々の条文についての説明は割愛するが、教育委員会規則で規定している内容と同じ内容を改めて県規則において定めようとするものである。

1の1ページに戻って、知事からの協議に対する教育委員会としての回答について説明をさせていただく。2の協議に対する回答（案）である。知事が定めようとするこの2つの規則については、現在、教育委員会規則で定めているそれぞれの規則が規定している内容と同じ内容を改めて県規則において定めようとするものであって、適当な内容であると認められるということである。よって、1の4ページに回答（案）をつけているが、異議なしと回答したいと考えている。

———原案のとおり議決

議決第43号 組織改正、会計年度任用職員制度の導入等に伴う規則及び訓令の一部改正等について（総務課・学校企画課）

○安食総務課長 資料の2の1ページを御覧いただきたい。1の事由にあるように、令和2年度の組織改正、会計年度任用職員制度の導入等に伴い、教育委員会規則及び訓令の一部改正または廃止をお諮りするものである。本件、議決43号でお諮りするものは、2の1ページから規則が列挙してあるが、教育委員会規則の改正が3本、訓令の改正が4本、教育委員会規則の廃止が4本、合わせて11本である。

改正理由としては大きく2つある。1つ目は、2の組織改正に伴うものであり、（1）の島根県立美術館及び島根県立石見美術館の設置、管理及び廃止に関する知事への事務の移管に伴う改廃、（2）の「副教育長」の設置に伴う改正、（3）職務や内部組織、所掌事務の整理等に伴う改正である。改正事由の2つ目は、資料2の2ページ、3の会計年度任用職員制度の導入に伴うものである。

まず、2の組織改正に伴うものについて説明をする。（1）の県立美術館及び県立石見美術館に係る事務が知事へ移管されることに伴い、①は、教育委員会規則及び訓令に規定

されている当該施設に係る規定を削除するもの。②は、教育委員会規則自体を廃止するものである。（２）は副教育長の設置に伴って、職務の設置、職務に関する規定の追加、公文書の管理体制に関する規定の整理である。（３）は職務、内部組織、所掌事務の整理に伴う改正だが、組織規則関連では、教育次長の職務に関する規定の整理、埋蔵文化財調査センターの内部組織の変更に伴う規定の整理、本庁の各課の所掌事務の整理に伴う規定の整理、法改正に伴う引用条項の整理等である。それから、職員及び職員の職の設置に関する規則関連では、古代出雲歴史博物館の職として主席学芸員の職の設置による改正である。

資料の２の３ページから、それぞれの規則等の新旧対照表をつけているが、主な改正理由について紹介をする。

２の３ページは、教育庁等組織規則の新旧対照表であるが、第４条の職の設置及び職務に関する規定に副教育長の職を新設し、その副教育長の職務を「教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する」と規定し、併せて教育次長の職務を「上司の命を受け、所属の職員を指揮監督する」と規定するものである。同じく２の３ページから、第７条が次のページに渡っているが、これは各課の所掌事務に関する規定である。必要な所掌事務の整理をこのたび行っている。２の４ページの第14条の５は内部組織に関する規定だが、埋蔵文化財調査センターの内部組織は、調査第一課、第二課、第三課の３課体制になっているが、これを２課体制に改組することから、調査第三課に関する規定を削るものである。２の５ページだが、第６節の２美術館に係る第27条から第28条の２までの規定を削るほか、２の６ページの改正前の第31条の設置の表の島根県立美術館協議会に関する規定を削るものである。

２の７ページからは教育委員会の公文書管理規程の新旧対照表であるが、第３条の本庁の文書の管理体制について、これまで統括文書管理者は教育次長を充てていたところを、副教育長に改めるものである。

２の９ページは、訓令である職員の任免発令式の新旧対照表である。別表第１中、島根県公立美術館事務あるいは技術職員の任命等に関する例を、知事への移管に伴い削るものである。

２の11ページは、職員及び職員の職の設置に関する規則の新旧対照表だが、別表第４条関係で、古代出雲歴史博物館の職として主席学芸員の職を追加するものである。

資料の２の２ページへ戻って３の会計年度任用職員制度の導入に伴うものである。御案内のとおり、地方公務員法の改正によって、令和２年４月から会計年度任用職員制度が施

行されることに伴い、所要の改正をするものである。(1) 任免に関するものとしては、職員の任免発令式、教育職員の任免発令式に、会計年度任用職員と臨時的任用職員の場合の発令の様式を追加することとする。(2) 服務に関するものとしては、島根県教育庁等職員服務規則、県立高等学校等の教職員の服務規程に、会計年度任用職員、臨時的任用職員の服務に関する手続、あるいは、休暇等に関する手続に関する規定の整理である。

(3) 任命権の整理に関するものとしては、教育長に対する事務の委任等に関する規則の改正及び任用期間に定めのある職員の任免権を委任する規則の廃止である。これまで臨時的任用職員あるいは非常勤の嘱託職員の任免権、具体的には、発令については、教育委員会ではなくて教育長が行使していたが、一方、正規の職員に関する任免権は、これはもともと教育委員会の権限として行っていた。令和2年4月以降は、会計年度任用職員、それから臨時的任用職員の任免権もこれにあわせて教育委員会が行使することとし、所要の改正を行うものである。

2の25ページは教育長に対する事務の委任等に関する規則の新旧対照表であるが、第2条において、教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、権限を教育長に委任するというものである。その除く事項のうち第6号の臨時的任用等に係るものを削る改正である。

2の26ページは任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則であり、教育委員会から教育長へ委任事項を定めた規則であるが、これを廃止するものである。

改めて、2の2ページへ戻って4の施行日である。これまで説明をした2、それから3に係る規則、訓令の改正及び規則の廃止は、令和2年4月1日から施行することとしている。

———原案のとおり議決

議決第44号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正等について（総務課）

○安食総務課長 資料の3の1ページを御覧いただきたい。今回、お諮りする教育委員会規則は2つある。1の市町村立学校の教職員の給与に関する規則の改正と、2の市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の廃止である。

1の規則の改正には4つの改正点がある。(1)は、管理職手当の見直しに関するものである。このうち、①については、市町村立学校長の管理職手当の指定校見直しに関するものであって、改正内容については、3月12日の教育委員会会議において協議したとおり、学級数の増減、及びその他の校長の職務の困難性要件を勘案して、指定校の見直しを行う

ものである。新旧対照表は、3の4から5ページにかけてつけている。別表第9の4、第26条の3関係が特大規模校の3種の指定学校の改正である。別表の9の5が大規模校4種の指定学校である。5種の指定学校は、それ以外の学校という規則上の仕掛けになっている。3の1ページの1(1)②は、同じく管理職手当の区分の見直しだが、教頭に関するものである。新旧対照表を、3の2ページから3の3ページにかけてつけている。第26条の3、管理職手当の規定の右側の改正前の表を御覧いただきたい。3種が特大規模校の校長、4種が大規模校の校長であり、それ以外の学校の校長のほか、校長の管理職手当が3種又は4種である学校の教頭の管理職手当区分は5種となっているが、括弧書きがある。同一校に2人以上の教頭を置く学校、そして、校長が他の学校を兼務する場合の学校の教頭にあつては、教育委員会が定めるものに限るものとしている。そこで、教育委員会においては、前者の同一校に2人以上の教頭を置く学校については、これまで、あらかじめ校長が定めた順序で校長の職務を代理する場合の第1順位の教頭のみを5種、それ以外の教頭は6種と、手当の額に差を設けていたところである。この取り扱いについては、従来、国立の学校が存在していた時期から、国の学校の取り扱いに準拠していたものである。この結果、人事異動によっては5種から6種へ管理職手当の額が変わったりする事例があつて、人事異動に当たつての課題となつていたところである。こうした課題意識のもと、このたび、複数の教頭を配置する学校における教頭の職務の責任と困難性など改めて評価し直して、いずれの教頭についても職務の責任、困難性に差はなく、同等の責任と困難性を有していると判断したところである。よつて、従来の取り扱いを改め、大規模校以上で2人以上の教頭を置く学校については、いずれの教頭の管理職手当区分も5種に指定できるよう、このたび所要の改正を行うものである。新旧対照表の改正後は、2人以上の教頭を置く学校は、教育委員会が別に定めるものに限るとの文言を削除するものである。今回は、市町村立学校の教頭についての規定が教育委員会規則であるので、このお諮りをしているが、県立学校の教頭についても同様の考え方により、人事委員会規則の改正を依頼している。

3の1ページに戻つて、次に、(2)へき地学校等の指定見直しに関するものである。内容は、級地区分を指定しているへき地学校表から、雲南市吉田学校給食センターを削除するものである。資料の3の5ページの新旧対照表の別表第10がへき地学校表である。現在1級地として指定している雲南市吉田学校給食センターについては、昨年9月1日に、市内の木次、三刀屋、掛合の給食センターとともに雲南中央学校給食センターに統合新

設され、吉田学校給食センターは廃止されるため、表から削除するものである。それから、現在2級地として指定をしている西郷学校給食センターについては、市町村合併に伴って名称が隠岐の島町学校給食センターへ変更となっているが、現在まで規則に反映がされていなかったため、今回、過去の改正漏れとして改正を行うものである。

3の1ページに戻って、(3)人事評価制度(総合評価あり)の適用対象者が市町村立学校に異動した場合の、昇給における勤務をしていない日数を判定する期間の特例に関するものである。3の6ページを御覧いただきたい。人事評価結果の昇給への反映は、総合評価を行う職員である本庁や教育機関の事務職員、管理職である指導主事等、県立学校の事務長において、本年の1月から定期昇給で処遇の反映を開始したところである。総合評価を行う職員は、人事評価の下期と上期の10月から9月末を勤務成績の判定期間として、直近2回の人事評価の結果を次の1月1日の昇給に反映することとしている。また、私傷病休暇等により勤務をしていない日数がある職員の勤務成績の判定についても、同じ期間、10月から9月末に判定を行っている。人事評価の結果の昇給への反映を行っていなかった昨年1月までの昇給においては、いずれも昇給前の1年間である1月から12月を勤務成績の判定期間としており、この図の下の方と同じような形でやっていた。一方、現状では人事評価結果の昇給の反映をしていない市町村立学校の教職員や、それから本庁、管理職ではない職員、教育機関に勤務する教職員においては、従前どおりの期間、1月から12月に私傷病等により勤務しない日数がある職員の成績の判定の反映を行うことになる。今回の規則の改正の理由であるが、例えば、4月の人事異動によって、図の上段、管理職である専門的教職員、指導主事等から、図の下段の市町村立学校の教職員へ異動した場合に、市町村立学校では昇給前1年間が判定期間のため、前年の10月から12月の3カ月間が空白となり、私傷病休暇等で勤務をしていない日数がある職員の勤務成績の判定を行わない期間が生じてしまうことになる。こうした事態を回避するため、所要の改正を行うものである。具体的には、昇給前1年間にこの3カ月の空白期間も含め15カ月を、私傷病等により勤務をしていない日数を判定する期間とするものである。資料の3の3ページを御覧いただきたい。新旧対照表の附則の第13項、条例の適用を異にする異動に関する特例であるが、これを新設したいということである。ちょっと技術的な改正であるので、条文の内容の詳しい説明は割愛をしたいと思うが、こういう内容が記載をされている。

次に、3の1ページの(4)の、その他の規定の整理であるが、先ほど説明したへき地学校表の改正で改正漏れがあった件である。

2番だが、市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の廃止である。廃止の理由については資料に記載のとおりだが、これも資料の3の7ページを御覧いただきたい。平成27年4月に給与制度の総合的な見直しとして、給料表の構造の大幅な改定を行っている。その目的としては、世代間の給与配分の見直し、わかりやすくいうと、高齢層職員の給料水準を下げて、その分を若年層の職員に手厚く配分するといったような改定であった。この結果、改定によっては、平成27年4月以降の給料が3月と比べて大幅に減額となる教職員が出るため、経過措置として、令和2年3月までの5年間、平成27年3月時点に受けていた給料月額を保障してきたところである。いわゆる現給保障と呼ばれる。この図は、経過措置のイメージ図であるが、図のAの線が平成27年3月までの昇給を含めた給料月額の歩みであるが、27年4月1日に、Bの線のところまで減額された例である。本来の給料月額はBの線まで減額となるが、いわゆる現給保障は、このBの本来給が昇給、昇格によって、27年3月時点のAの線の給料月額に達するまでは、その差額を給料として保障する仕組みである。Bの線のように、27年3月時点の給料月額に達した時点で経過措置の対象外となる者もおれば、経過措置の期限である令和2年3月31日に至っても、この27年3月時点の給料月額に達しない職員もいるが、いずれにしても、この経過措置が本年3月31日をもって終了となるため、この規則を廃止するものである。

3の1ページに戻っていただいて、3の施行日である。令和2年4月1日としている。

なお、これら規則の改正及び廃止については、あらかじめ人事委員会へ協議を行い、昨日、3月24日に同意を得ている。

○浦野委員 2人以上の教頭がいる学校では、今までは教頭の手当に差があったというふうに理解してよろしいか。

○安食総務課長 言われるとおり、5種の教頭と6種の教頭は金額が違うので、金額の差があったということである。

○浦野委員 それはやはり仕事の内容も違ってくるということだったのだろうか。

○安食総務課長 このたび、そうした仕事の内容、職務の責任、職務の困難性について評価をして、変わりが無いという評価をしたわけである。先ほど説明の中で申し上げたように、国立学校があったときには、国が教頭の管理職手当に差をつける取り扱いをしていたので、これに準拠して、県教委としても同じように、第1順位の者を5種にして、第2順位以下の者を6種にする取り扱いをしてきたところであるが、人事異動等でいろいろ課題も出てきたので、このたび見直したということである。

○真田委員 3の6ページのこの空白の3カ月というのが難しく理解できないところがあるのもう一回説明してほしい。人事評価の下期、上期をやるというのはもうわかっているけれども、では、そこから4月に転勤された場合に、人事評価制度、総合評価のところで昇給が関わってくるところの見直しだと思うけれども、もうちょっとわかりやすく説明してもらえるとありがたい。

○安食総務課長 複雑で説明が十分でなくて申しわけない。昇給を判定するに当たって、大きく2つの要素がある。1つは、人事評価を行う場合に、総合評価をその昇給に反映させること。もう1つは、私傷病等により勤務しなかった期間がある場合。図の下の例でいくと、1月から12月までの昇給日の前日までの1年間に、例えば私傷病休暇等でその期間の6分の1の期間を勤務していないと、4号給昇給するところが2号給となり、あるいは、もっと勤務していない場合はゼロとなるような差がつく。

この図の上の例である人事評価の総合評価ありの職員の1月の昇給を考えるときには、総合評価をしているわけであるから、当然、人事評価の期間1年間に合わせるべきだろうという考え方があり、もともと1月から12月までであった勤務成績の判定期間を、条例改正をして、このように10月から9月末までといったようにしている。あわせて、こうした総合評価ありの職員については、勤務をしていない日数を判定する期間としても、この10月から9月を用いている。

図の下の例のところであるが、市町村立学校の教職員等、総合評価を行っていない教職員については、従来どおり勤務判定期間は1月から12月までと条例に規定されており、当然その1月から12月の間で勤務をしていない日数を判定する期間となっている。したがって、上の図の適用だった教職員が下の図のような形へ異動していくと、当然この10月から12月までの3カ月、空白期間が空くことになる。その3カ月を埋めるために、このたび、この下の図の、12カ月に空白期間の3カ月をプラスして15カ月を、勤務をしていない日数を判定する期間として昇給に反映させるという考え方である。

———原案のとおり議決

議決第45号 次期しまね教育ビジョン(案)について(総務課)

○小仲参事 議決第45号、次期しまね教育ビジョン(案)について説明させていただく。

次期教育ビジョンについては、これまで、2月14日と20日の教育委員会会議で協議をいただいたものである。本日は、2月20日以降の修正点を中心に説明させていただく。

資料4ページを御覧いただきたい。1の策定の目的や2の名称については、変更はない。

3の概要については、別冊のほうで説明をさせていただく。別冊の3ページを御覧いただきたい。この朱書きの部分であるが、その少し前のところで、学習指導要領で示された、育成すべき資質・能力の3つの柱と育成したい力を関連づけて示しているとしていたが、そのことをわかりやすくするために、朱書き部分を追記することとした。

8ページを御覧いただきたい。下の注釈の朱書きのところを追記している。この上の表「in、about、for、with、toward」については、実は参考にしたものがあって、そのうち「in、about、for」この3つは、もともとはイギリスの環境教育の構成要素である。1974年のイギリスの学校生活環境教育プロジェクト委員会の環境のための表記の報告書の中で、「環境の中での教育、in」、「環境についての教育、about」と、「環境のための教育、for」この3つの要素から構成される学習モデルがまず示されて、その後、ナショナルカリキュラム、日本でいう学習指導要領に生かされて、このナショナルカリキュラムが契機となって、初等・中等教育の教育関係者の間では、この「in、about、for」この3つ要素で環境教育を構成する考えが普及したようである。それをもとにして、このたび県教育委員会のほうでは、これに「with」と「toward」を加えて再構想をしている。そのため、この視点についてはきちんと示したほうがよいということで、この下の注釈を追記することとした。

14ページである。これも朱書き部分のところだが、ここでは、持続可能な地域社会をつくっていくためには挑戦が必要であるということが言いたいと考えているが、修正前の文章では、この中段にある、前例踏襲や現状維持では明るい未来は望めずということを文頭に記載していた。そのため、読む人によっては、文化や伝統の継承は単なる前例踏襲や現状維持だと否定しているように受け止められるのではないか、こういうような意見もあって、このように修正をすることとした。

16ページの、図の4の左下の家庭の、特に就学前、小学校・小学部の朱書き部分のところである。修正前は、しっかり抱き、しっかり褒めるとか、目をしっかり見て話を聞くと記載をしていたが、教育臨床心理学や、発達臨床心理学の専門の先生のほうから、小さな子どもに対しては、特に、しっかりではわかりにくいし、こうでなければならないと受けとめられる可能性があるということ。子どもの話を聞くときには必ずしも目を見なくても、子どもから自分の気持ちを受け止めてもらっていると感じることであるとか、子どもが保護者と話すことが楽しいと思う気持ち、そこがコミュニケーションの出発点ではないかと

いうこと、また、生活習慣についても、決まりを守ることが大切なのではなくて、早寝早起きや排便などの基本的な生活習慣が身につけば、自分の気持ちよい生活につながることに気づかせることが大切なので、保護者に真意が伝わるように、誤解されないように記載したほうがよいのではないかというアドバイスをいただいて、このように修文したところである。

22ページ、2つ目の丸の3行目の朱書きの部分だが、食育の具体的事例として、地場産物を活用した給食を教材とすることを記載している。給食で使用される魚や野菜などの特徴を学んだり、収穫体験をすることを通して、島根の農水産物や生産者、生産現場への理解を深めること。また、食べ物を大切にして、生産にかかわる人への感謝の心の育成につながるかと考えている。

31ページの朱書きの部分である。(1)の地域を担う人づくりについては、地域づくりだけではなく、工業高校など、専門高校で育成している産業人材の育成に関しても明確に記載したほうがよいとの意見をいただいて、現状の課題、今後の方向性の両方に追記をしている。特に今後の方向性については、小学校、中学校段階と高等学校段階に分けてわかりやすく記載をしたところである。

38ページの下注を朱書きとしているが、この一番上の、現状と課題の1行目から2行目にかけて、「全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」」と記載をしているが、3月10日の議会常任委員会において、「出雲国風土記」は現物ではなく写本として残っているので、これでは誤解を招くのではないかと御意見をいただいて、下の注釈のほうで写本であるということを追記している。

最後に「子ども」の表記についてであるが、2月14日の教育委員会会議で池田委員のほうから、「子供」の「供」は漢字ではなく平仮名がよいのではないかと御意見をいただいた。そのときは、文部科学省において、「子供」のこの「供」という字に差別的な意味合いはないなどということから、文部科学省では漢字表記としておられて、今回はそれに合わせて漢字表記にするというふうに説明をさせていただいたところであるが、事務局において改めて検討した結果、文部科学省においては2013年から漢字を使用しているが、各教育委員会に漢字を使うよう呼びかける考えはないとの見解を示しておられることや、通知文も来ていないこと、それから、県内の市町村教育委員会はホームページや通知文などのほとんどが「供」を平仮名で示していること、また、県内の学校現場においても、詳細に調査をしたわけではないが、ホームページ等を見ても、現在も平仮名の「子ども」の表

記が一般的であること、そういったことから、今回のしまね教育魅力化ビジョンにおいても「子供」の「供」は平仮名表記が適当ではないかということになって、平仮名表記とすることにした。これについては数が多いので、特に朱書き訂正はしてはいない。

資料4ページに戻っていただいて、4の今後の予定であるが、本日、議決がいただけたら、冊子やリーフレットを作成して、市町村教育委員会や学校、保育所、幼稚園、それから公民館など関係機関に配布し、また、会議や研修の機会を活用して積極的に周知を図りたいと考えている。また、ホームページにも記載する予定である。

○新田教育長 この件については、委員の皆様からもさまざまな面から検討いただいていた。本日、議決という段取りになっている。御意見等あればお願いします。

○真田委員 非常にわかりやすく、特に16ページの図の4は、就学前から社会・上級学校へ上がるまできちっと時系列に並べていただいて、非常にわかりやすく先生方にも理解しやすいのではないかなと思って、すばらしいなと思っている。

それから、特にこれから5年間、どういう具合に社会が変わっていくかわからないけれども、本当にグローバル化等々進んでいる。それから、人間が行う作業、仕事等も変わってくるのではないかなと考えている。その中で、児童生徒にどういうことを教えていくかということになると、いろんな体験をして、それから、引き出しを多く持つということが大切なのではないかなと考えている。そのことも一つ一つの項目のところで、基本的な理念から全部示していただいたなと思っている。教育の魅力化ということで、本当に社会をつくっていくということが教育の魅力を推進していくことなのだろうと思う。その社会がきちっとできてくれば教育もまた推進していくということもきちっと書いていただいているので、本当に学校現場のほうにきちっと周知をされて、見ていただいて、理解していただければいいなと思う。担当課、御苦労だった。

○池田委員 先ほど説明していただいた「子供」の「供」について再検討していただいて、ありがたいと思っている。もともとは黒柳徹子さんが、漢字の「供」は大人に従属するという意味で使われているので、子どもも独立した一人の人格として認めなければならないので、「供」を平仮名にしているのだというのを何かで読んでいて、その意味であるときお話ししたのであるが、丁寧に酌み取っていただいて、本当にありがたいなと思っている。

———原案のとおり議決

議決第46号 教員免許更新制に関する規則の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料の5の1ページを御覧いただきたい。教育免許更新制に関する規則の一部改正についてお諮りする。

改正の理由については、1に挙げているように、内容的に2つのことがある。まず1点が、令和2年度に教育委員会組織改正が行われるが、これに伴う改正。もう1点が、教員免許状に係る有効期限を適切に管理するために、免許更新等の手続に係る添付書類及び申請様式を整理する必要があると、こういう2点である。

改正の具体的内容であるが、概要として4つある。まず①だが、免許管理者が定める教育委員会の職員に副教育長を追加するものである。こちらについては、資料の新旧対照表で確認いただくほうがわかりやすいので、5の3ページを御覧いただきたい。今回、副教育長という職が県の教育委員会に設けられるが、実際には事務職として県の副教育長は設置される。しかし、市町村教育委員会においては、教育職の副教育長もいらっしゃることもあって、将来的なことなども含めて、今回、教員免許の更新の対象の職員として副教育長を入れるものである。第2条に、更新の修了確認の義務を課す教育委員会の職員が挙げられているが、ここに副教育長を追加している。それから、第4条に、更新講習を受講することができる職員として副教育長が追加されている。第6条のところに免除対象者が記載されているが、そちらに副教育長を記載しているところである。

2つ目の改正内容が、更新講習の手続にかかわる部分になる。この教員免許の更新制度は、平成21年の4月に導入されて10年が経過している。教員免許は10年の有効期限で制度が運用されているので、2回目の更新講習の手続に入っている教員が出てきている。そのために、これまで申請の際に提出していただいた書類について整理を行う必要が出てきたので、②、③、④について改正を行うものである。

最初の②に関して、5の2ページで御説明する。改正後と改正前を左右に並べてあるが、改正後の下の部分に、1として、現状と課題を挙げている。まず、更新等を行った者には、次回の更新期限が記載された証明書、右側に図示しているEという証明書が交付されてきている。これが2回目の更新講習を迎える時期になると、その次回の手続によって有効期限の更新等がなされることになって、以前交付されたこのEに記載された有効期限は古いものになるので、この以前交付されている証明書、Eを回収することが必要であろうと思われる。しかしながら、現在の規定の上では、この添付する書類の教員免許状の写しであるとか授与証明書、A、B、Cに当たるものだが、これを更新の際に提出すると証明書であるEは提出を求めることができないので、申請者のもとへ残ってしまう状況になってく

る。この点を解決するために、2の対応策だが、このEを交付されている場合には、Eを優先的に更新の際に提出するようにするものである。さらに、このEの中に記載された免許状、ここではA、B、Cと3つの例を挙げてあるが、これまでだったら、それぞれについて教員免許状の写しや授与証明書を求めていたが、この証明書、Eを提出することによって、この授与証明書や免許状の写しの提出を不要とすることにしたいと考えている。これによって、効果として、申請者は、次回の有効期限が記載された新たな証明書のみを手元に残すことができ、自身の有効期限を適切に確認することができるということである。

この改正によって、様式の変更なども必要になってくる。5の7ページ以降のところに、左に改正後、右に改正前で、様式の変更を示している。少しわかりにくい点があるが、アンダーラインを引いたところが変更を加えるところである。例えば、5の7ページでは、注の1に、先ほど申し上げたような添付書類について、右側には記載があるが、これを改正後には削除する変更を行うものである。以下、必要な申請書において同様の変更を行っているものである。

この改正の施行は令和2年4月1日を考えている。

———原案のとおり議決

議決第47号 県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則の制定について (学校企画課)

○木原学校企画課長 6の1ページを御覧いただきたい。この件については、教員の働き方改革の推進を目的に、昨年末に法改正がなされて、条例の改正を行うことについて2月14日の教育委員会会議において説明をして、報告をしたものである。このページの1、2、3までのところは、再度の説明になってくる。

1の背景のところでは、国のいわゆる給特法の改正に伴って、教育職員の業務の量の管理について所要の改正を行う必要があるというのが背景である。

2の法改正の概要だが、2月14日に御説明したとおり2つの柱になっていて、1つが、1年単位の変形労働時間制の適用について。こちらは、令和3年4月1日の施行となっている。ただ、この件については、今回の規則制定の対象からは外れる内容になってくる。2つ目の柱が、業務量の適切な管理等に関する指針の策定であって、上限のガイドラインを指針に格上げし、在校等時間の縮減の実効性を強化するのが法改正の概要であった。これが令和2年4月1日に施行されるところである。

これに伴って、3の条例改正のところだが、2月議会において、この点の改正が行われた。教育職員の業務の量の適切な管理等の措置を、教育委員会の服務を監督する教育委員会の定めるところによって行うことになっている。このことから、県教育委員会において、県立学校の教職員について業務の量の適正な管理に関する規則を、この形で整理するものである。

4番、その制定の概要を示している。内容は3つある。

1つ目だが、こちらは、時間外在校等時間、いわゆる残業と申す時間外の勤務時間だが、こちらを1カ月45時間以内、1年間では360時間以内とするために、業務の量の適正な管理を行うと定めるものである。

2つ目が、一時的または突発的に業務を行う必要があるときには、そちらの①から④に示された条件を満たすようにするということである。1つ目が、1カ月には100時間未満。2つ目として、1年間は720時間以内。それから3つ目として、1年のうち、1カ月における時間外在校等時間が45時間を超える月が6カ月以内になるように。4つ目として、連続する2箇月から6箇月のそれぞれの平均の時間外在校等時間の平均時間が80時間以内になるようにというものである。

3つ目は、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための事項を教育委員会が定めるということ。この3つの内容を規則に定めていく。

具体の条文については、次の6の2ページに、先ほど申した内容を盛り込んだ形で示している。

1ページに戻っていただいて、今の(3)にあった業務の量の適切な管理などについて、教育委員会が定めることになっているが、これについては、平成31年3月に策定した教職員の働き方改革プランをこの規則に基づく計画として位置づけたいと考えている。

規則の施行については、令和2年4月1日を考えている。

○新田教育長 直接的には、国の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正、それを受けて、2月議会において県条例を改正し、その条例改正に伴い、今回、規則を制定するという流れになっている。やや乱暴な表現かもしれないが、昨年3月に策定した働き方改革プランの扱いを、規則のレベルあるいは条例のレベルということで、きちんとした位置づけにもう一回やり直したような位置づけになろうかと思っている。

○浦野委員 規則となると、もし守れなかった場合は、何かペナルティーがあるのか。

○木原学校企画課長 法律の定めによると、公務員は罰則の対象になっていないので、法

的に何か罰則があるということはない。ただ、教育の質の向上とか、子どもたちへ充実した教育を届けるためには、やはり教員が元気な形で働きやすい職場をつくるということは非常に大事なことで、そういう観点から、やはりこういった条件を、指針をしっかり守って、先生方が元気に働いていただく、子どもたちに指導していただく、そういう環境を整えることを取り組んでいこうというものとして見ていただくということになるのかと考える。

○真田委員 4の(2)のところで、「教育委員会は、一時的又は突発的に業務を行う必要がある場合には」というふうに、ただし書きがあるけれども、一時的または突発的に業務を行う場合は、前もって教育委員会に届けなくては行けないのか。

○木原学校企画課長 特に事前の届出であるとか、事後の報告であるとか、そういったものを定めているものではない。各学校では校長を中心に管理職のほうが校内の教員の職務について全体のサービスの監督をしているので、そういった中で、校内の業務のあり方であるとか突発的な場合にどう対応するかということは、校長のリーダーシップで本来は指揮することになるので、そういったところで判断あるいは管理するところになってくる。

○浦野委員 4月1日からというともうすぐなのであるが、現場の先生方にはこれをどのような形で伝えられていくのか。

○木原学校企画課長 毎年4月以降、学校の方には校長会とか、教育委員会での施策説明など行う機会があるので、その際に、こういった規則が制定されて、県の教育委員会としての取組を説明する機会があるので、そこで広く周知していきたいと考えている。一方で、今回のこの規則は県の教育委員会の規則であるので、対象が県立学校の教職員ということで、市町村の小・中学校の教職員に対しては、それぞれの市町村の教育委員会が、それぞれこういう制度を整備する必要がある。その点についても、県の教育委員会で行っていることを随時情報提供していて、今回のこの規則の制定についても情報を提供して、各市町村にも取り組んでいただくように協力をお願いしているところである。

———原案のとおり議決

議決第48号 就学奨励費取扱規則の一部改正について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 7の1ページを御覧いただきたい。議決第48号、就学奨励費取扱規則の一部改正についてお諮りする。特別支援教育就学奨励費であるが、これは、特別支援学校の保護者等の経済的負担軽減のため、その負担能力の程度に応じて就学のため必

要な経費について保護者等に支給し、その経費の一部を国から補助を受けているものである。就学奨励費取扱規則については、特別支援教育就学奨励費の取扱を定めた教育委員会規則となっている。

1の改正の理由である。本日お諮りすることは、特別支援教育就学奨励費の申請に当たり、特別支援学校に就学する児童等の保護者等が県に提出しなければならない書類を整理することである。(1)現状として、保護者等の負担能力の程度に応じた支弁区分は、保護者等から申請のあった同一生計世帯の状況を、7の3ページにある、県の定める様式第2号、あるいは市町村の課税証明書等により把握し、保護者等が属する同一生計世帯の収入額と需要額に基づき決定している。(2)課題として、県の定める様式第2号には、扶養親族の区分及び人数の記入欄がないため、保護者等から申請のあった同一生計世帯の状況を県教育委員会で確認できないことになっている。一方で、市町村の課税証明書等があれば扶養親族の区分及び人数が分かるため、保護者から申請のあった同一生計世帯の状況を確認した上で、収入額の算出及び需要額の測定ができる。(3)対応策として、今後は市町村の課税証明書等により、保護者から申請のあった同一生計世帯の状況を確認した上で、収入額の算出及び需要額の測定をすることとして、県の定める様式は用いないこととしたいと考える。

2の改正内容であるが、先ほどの様式第2号の削除である。

3の施行日であるが、令和2年4月1日である。

———原案のとおり議決

協議第17号 少人数学級編制・スクールサポート事業の見直しについて（学校企画課）

○木原学校企画課長 8の1ページを御覧いただきたい。少人数学級編制・スクールサポート事業の見直しについて御報告する。

昨年11月の議会以降、知事からの提案によって、子ども・子育て支援施策のパッケージとして県議会において議論されてきた。教育委員会としては、11月に見直しのたたき台の案をお示しして、その内容を、12月以降、関係の各方面に説明するとともに御意見をいただいて、その内容を踏まえて、2月19日、見直しの最終案をお示したところである。こうした内容は、これまでもこの教育委員会会議において随時報告して、協議いただいていた。その後、この最終案については、2月議会において新年度の予算編成の審議にあわせ議論が行われて、最終的に3月10日の文教厚生委員会において全会一致で承認、それから、

3月17日の本会議において賛成多数で了承されている。

本日は、この最終案について、改めてこちらの資料を用意してある。内容は、これまで御説明した内容と同じものである。全体のイメージ、それから学級編制の基準の人数の見直し、それから変更に関するスケジュールについて、8の1ページに示してある。

8の2ページであるが、こちらには影響緩和のための教員加配、それから課題解決対応のための教員加配として、①、②、③のような課題を念頭に教員の配置を行っていききたいというものである。それから、(4)として、教員配置の見込のスケジュールも示してある。(5)の弾力的な学級分割については、現在行っているスクールサポート事業の後継的な措置として、小学1年、小学2年、中学1年について、新しい措置を行うものである。

この最終案を県議会において了承をいただいたところであるが、文教厚生委員会における委員長報告の中で、今回のこの子ども・子育て支援施策の考え方について、4つの点について、知事及び執行部に対する要望が示されている。こちらを御報告しておく。

まず1点目だが、少人数学級編制等の見直しに伴う教員の加配については、市町村教育委員会の意見を踏まえ、学校現場の課題解決のための加配とすること。2点目として、市町村教育委員会と連携しながら教職員の働き方改革に取り組み、現場で働く教職員の負担軽減に一層努めること。3点目として、学校図書館や放課後児童クラブが子どもたちにとって勉強しやすい、また過ごしやすい環境となるよう現状把握に努め、市町村としっかり連携して取り組むこと。4点目として、少人数学級編制や子ども医療費助成、放課後児童クラブに対する支援策等について、国に所要の対策を講じるよう強く要望していくこと。以上の4つの点について要望をいただいている。県教育委員会としても、こうした県議会からの要望を踏まえて、令和3年度からの実施に向けて、学校現場への影響を最小限にするとともに、円滑に授業を実施できるように、今後、詳細な運用のあり方を固めるなど、準備を進めていきたいと考えているところである。

——資料に基づき協議

協議第18号 小中学校の学校司書等配置事業の見直しについて（教育指導課）

○多々納教育指導課長 小中学校の学校司書等配置事業の見直しについて説明させていただく。

資料9の1ページ及び2ページを御覧いただきたい。先ほど協議第17号のところで、学校企画課長から説明があったことに引き続いてのことである。資料9の1ページであるが、

11月29日を皮切りとして、県教育委員会として、市町村や学校司書等に対して見直しのたたき台案について説明させていただき、御意見を伺った上で、最終案の取りまとめに向かってきた。最終案としては、2の見直しの基本的な考え方のところに示してあるとおり、現行の学校司書等配置事業は令和2年度末をもって廃止とし、令和3年度から、人のいる学校図書館という現行制度の趣旨を担保しつつ、新たに学校図書館を拠点とした、子どもたち一人一人に寄り添う業務を担う島根県独自の学びのサポーターの養成、配置を支援する新制度を構築することとしている。新制度の名称であるが、9の2ページにあるとおり、「学校司書等による学びのサポート事業」とさせていただき、その概要については、以下の表及び図のとおりとなっている。

こうした最終案については、3月10日の文教厚生委員会において全会一致で了承をされ、また、本会議においても賛成多数で了承されたところである。今後とも新制度について、市町村教育委員会及び学校関係者への丁寧な説明を行うことと、それから、学校司書等を対象とした養成研修を令和2年度のところでしっかりと行う。さらに、市町村と連携した図書館活用教育の充実に向けた取組などをしっかりと行っていくことを通して、有効な事業につくり上げていきたいと考えているところである。

○新田教育長 この協議の17号、18号、いずれも2月県議会において了承ということになった。来年度がもうすぐ始まる、そういった中で、一層、市町村教育委員会、学校現場の理解が進むよう、我々も引き続き努めていきたいと考えている。

——資料に基づき協議

報告第98号 新型コロナウイルス感染症への対応について（学校企画課・教育指導課・特別支援教育課・社会教育課）

○木原学校企画課長 資料10の1ページを御覧いただきたい。私からは、1番にある新型コロナウイルス感染症への対応について、各県立学校長宛てに本日付で通知を出しているので、この内容について御説明する。

10の2ページを御覧いただきたい。これまで県立学校に対しては、2月28日の国からの一斉臨時休業の要請に対して、県としての対応を随時学校に通知をしてきた。卒業式の実施であるとか、学校生活を送る上での感染拡大防止に向けた内容などについて示している。その後、3月19日に政府の専門家会議の情報分析・提言が示され、それを受けて3月24日には、文部科学事務次官通知によって、教育活動の再開等について方針が示されている。

それに対して、県教育委員会として、今後は、専門家会議で示されたこの提言とか、文部科学事務次官の通知に基づいて対応したいと考えている。そのことを踏まえた上で、特に各学校において留意すべき点について、下記のところに示している。

10の2ページだが、春季休業中の基本方針について挙げている。こちらは、これまで通知していた内容を改めて掲載した内容になっている。新入生の事前指導や新年度に向けた準備について実施すること、部活動については実施しないこと、これは文部科学省から3月17日付でQ&Aという形で示されている考え方に従うものである。ただし、全国大会への参加については、教育委員会に事前報告をした上で行うことができることにしている。

10の3ページを御覧いただきたい。春季休業に入ることによって、全国の感染拡大の状況を考慮して、各学校において注意をするようにということも示している。

2だが、新年度の始業式以降の対応について示している。新年度の始業式については、資料に挙げているような形で実施することになっている。入学式については、2月27日付けで卒業式について通知しているけれども、これに準じて対応することになっている。新年度の始業式以降の部活動については、留意事項を挙げて実施することができるとしている。

10の4ページを御覧いただくと、体育実技の実施について、それから学校給食について、文部科学事務次官通知などを踏まえた対応を示している。

3のところだが、県内において感染例が判明した場合の基本方針について、これまでの方針と変更して示している。県内において感染例が判明した場合、これまでは、全ての県立学校に対して速やかに臨時休業を実施するとしていたけれども、今後、春季休業を含め新年度以降については、判明した感染者の状況や、感染者の行動の状況などを総合的に考慮して、県教育委員会において、臨時休業の実施校、それから実施の方法などについて決定するとしている。(1)、(2)のように、判明の状況によって対応を分けるような形で考えている。それから、臨時休業を行わずに、出席停止であるとか、教職員の特別休暇の取得などの対応も考えていくとしている。

4には、感染拡大防止対応について、文部科学事務次官通知に挙げてある留意事項を再度示しているところである。

10の5ページの5である。臨時休業をした小・中学校から入学する児童生徒への対応について、県内あるいは全国的にも臨時休業した小・中学校が多数あるので、新学期、新年度に向けて入学する児童生徒に対して適切な対応をすることを求めている。

6には、医療的ケア児や基礎疾患等のある児童生徒等についての対応を挙げている。

10の6ページには、その他として、緊急連絡方法についての確認、それから、前回のこの教育委員会会議で出雲委員から御指摘もあった通信障害などがあった場合の対応などについても、各学校においてその他の手段について対応するようにと掲げている。

なお、この通知は県立学校に対するものであって、市町村立の小中学校については、それぞれの市町村教育委員会の判断になってくる。これまで、県立学校への対応については、毎回、市町村教育委員会にも情報提供してきているが、今回についても小中学校での対応の参考にさせていただけるように、この通知の内容は情報提供をしているところである。県内ではまだ感染例が報告されていない状況であるが、今後どのような状況になっても、学校には適切な対応が行われるように取り組んでいきたいと考えている。

さらに、関連の情報であるが、例年4月1日に、新規採用の教職員に対して松江市内で辞令交付式を行っていたが、この新型コロナウイルス感染拡大防止のために、県教育委員会としての辞令交付式は行わないことにした。今年の辞令交付の対象者は281名であったが小中学校の教職員については配置先の市町村教育委員会において辞令が交付され、県立学校の教職員については配置先の学校で採用の辞令が交付されることになっていく。ただし、例年、この辞令交付式に合わせて健康診断を実施しているが、こちらについては、予定どおり4月1日に全員に対して実施を行うことにしている。なお、例年3月31日に行っている県立学校の退職者の辞令交付式については、出席の予定の教職員の人数が、今年度、全県で32名ということで、主催者側の出席者を最小限にするなど工夫して、こちらは予定どおり実施したいと考えている。

○畑山社会教育課長 社会教育施設の利用受入の今後の対応について報告する。これまでの対応については、1に記載してあるとおりである。

2の青少年の家と少年自然の家の今後の対応についてだが、まず(1)春休み期間中の対応である。4つぽつがあるが、変更点としては上の2つのぽつになる。小学生の団体の日帰りに限った利用の受け入れを再開する。そして、少年自然の家のみの対応ではあったけれども、幼稚園、保育園の日帰りの利用の受入も再開したいと思っている。この考え方としては、小学生の受入、春休み中の居場所となる放課後児童クラブのような団体が活動をしている中で、その活動の場として社会教育施設も開放したいと考えている。(2)になるが、新学期からは全ての受入を再開したいと考えている。これは、国の専門家会議、あるいはそれを受けた国からの通知を受けて、まだ感染者が確認されていない地域としての島根県としての対応である。

なお、国立の施設であるけれども、三瓶青少年交流の家については、これまで休館をしていたが、本日25日から再び開館をして、受入を再開されるということである。

3の県立図書館の今後の対応である。県立図書館については、これまで学習室、それと、おはなしの部屋を閉鎖なり使用禁止にしていた。こちらについては、高齢者も含めて不特定多数の方が利用されることもあって、当面、今の対応を継続することとしている。いずれにしても、利用再開に当たっては感染予防対策に万全を期していく。

なお、最後に記載しているけれども、県内で感染例が確認された場合は、その翌日から休館することとしている。

○新田教育長 この件について、若干、私のほうからも補足させていただく。県の教育委員会では、2月28日付で文部科学事務次官通知が来た。これを踏まえて、これまで、県立の高等学校、特別支援学校については、臨時休校の開始は県内で新型コロナウイルス感染症の感染例が判明した場合に、できる限り速やかに臨時休校の措置をとるということで、こういった対応方針によって県立学校を運営してきた。

先ほど説明があったように、3月24日に新しい文部科学事務次官通知が来た。県教育委員会としては、新しい通知を踏まえた県立学校の教育活動について、知事、関係部局と協議、会議を行って、3月19日に行われた政府の専門家会議で示された提言、そして3月24日付の文部科学事務次官通知、これに基づいた対応を行うとの方針で合意して、それを受けて詳細の方針を県教育委員会として固め、3月25日に、先ほど説明があったように、各県立学校長宛てに、この方針と特に留意すべき事項として通知をしたところである。これまでは2月28日付の事務次官通知を踏まえた対応、本日から3月24日付の通知を踏まえた対応ということになるわけである。

先ほど説明があったように、県内において感染例が判明した場合、判明した感染者の状況、あるいは感染者の行動の状況などを総合的に考慮して、県教育委員会が県健康福祉部等と十分に相談を行った上で、例えば、感染者が在籍する県立学校の全部または一部の臨時休業を実施する、一例であるが、そういった判断を行っていくということになる。文部科学大臣も会見の中で、今回の学校の再開という考え方は、一つには、国民の皆様の感染拡大防止に関する意識が高まっていると、そういった認識があるということも理由の一つだと言われる一方では、一人一人の行動、自粛の呼びかけへの厳しい対応、そういったところをしっかりと一人一人がやっていくということが引き続き重要である、そういった意味では、春休みの期間も含めて警戒を緩めることなく準備をしっかりとっておられるが、

まさに県教育委員会としても、そういった構えで、今後、引き続き対応していくという考えでいるところである。

○林委員 資料10の5ページの5で、臨時休業した小・中学校から入学する児童生徒の対応ということで、やはり県内でも休校したところ、また休校を見送ったところあると思うが、やはり児童生徒の中でも、この未習の学習の部分があると非常に不安に思っているところだと思う。ここでも適切に対応することとあるが、また今回、県外からも180名以上の生徒が県立高校への入学の予定もあるので、どうかそちらのほうの適切な対応を、市町村の教育委員会も含めて徹底していただければと思っている。

○新田教育長 御指摘の点はしっかりと対応して、考えておく。

○浦野委員 島根県は全国で唯一、県立学校を休校にしなかったが、そういう対応をした背景には、やはり感染者が出た場合には速やかにこういう対策をとることが県の教育委員会でしっかりとあったからではないかと思う。それがあってこそその判断だったのだろうと思っている。昨日までに感染者の方が出なくて本当によかったと思っているが、今後も危険性としてはいつ出てもおかしくないような状況にあると思う。その中で、昨日出された対応策に基づいて、また県として対策を考えて方針を立てていくと思うが、これからも子どもたちや島根県に住んでいる皆さんを守るために、やはりしっかりとした対応策、こうなった場合はこうするというのをしっかりしていただきたい。引き続きその点はよろしく願います。

今日、子どもの物品販売に午前中行ってきた。上の子の物品販売のときは本当にごった返していたため、あの状況を思い浮かべると、このコロナウイルスでいろんなことが懸念される中、本当恐ろしいなと思っていたのだが、今日行ってみたら、本当にスムーズに、どこかに人が集まるということもなく、人の流れも大変スムーズで、むしろ時間が短縮されたような感じで行われていたので、こういうことが起こって大変なのであるが、そこから得るものも若干あるのかなと思った。またこの経験を生かしながらよい方向へ進めたらと感じた。先生方の御苦勞、委員会の皆様の御苦勞を今日もひしひしと感じたところであり、感謝する。今後ともよろしく願います。

○新田教育長 今お話あったように、いつ県内で感染例が判明し、直ちに学校を休業するという可能性は常に否定できない状況がずっと続いているという認識は、教育委員会の中でもコロナウイルスの対策本部の会議を設けて、頻繁にそこで対応状況の確認や今後の方針を共有するように努めているが、引き続き県内での発生を想定したシミュレーション

を含めて、さらにしっかりと対応していきたいと思うし、必要な連携を市町村教育委員会としっかりとっていきたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第99号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 11の1ページから11の4ページにわたって御説明させていただく。令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果についてである。さきの3月23日に2次募集の合格発表を済ませて、これで全ての入学予定者が確定したところである。

11の1ページの1の第2次募集の状況については、表に掲げたとおりである。全日制で39名の出願があつて、全員受検された。うち35名の合格という報告を受けている。定時制は、同様に18名の出願に対し18名の受検、合格者数が13名。トータルで57名の出願に対し57名の受検があり、48名の合格者数であつた。括弧内は昨年度の数字である。

下の丸3つである。第2次募集を実施しなかつた学校は、入学定員を充足した学校と同一であつて、7校あつた。第2次募集の出願がなかつた学校、学科については、11校31学科、昨年度に比べて減っている。第2次募集の出願があつた学校、学科は、21校25学科であつた。

2の入学者選抜の最終状況については、合格者数の内訳のところを見ていただくと、推薦選抜等、cのところである。全日制が788名の合格、一般選抜についてはdの欄、3,633名の合格。第2次募集が先ほどあつた35名の合格で、定員充足率が0.86となる。定時制については、同様に見ていただければ、一般選抜のところは109名、第二次募集が13名、定員充足率は0.34。合計のところ、推薦選抜等が788名、一般選抜が3,742名、第2次募集で48名、全ての定員充足率が0.82となっている。

11の2ページ以降は、参考である。1は推薦選抜等の状況。推薦選抜等としているのは、(1)の推薦選抜、(2)の中高一貫教育校としての特別選抜、(3)のスポーツ特別選抜の3つを含んでおり、こちらは報告させていただいたとおりである。

2の一般選抜の状況については、(1)から(3)にかけて表の形で示させていただいている。

11の3ページの3に地域外・通学区外からの合格者の状況を示させていただいている。全て事前に報告させていただいたところである。

これをトータルであらわしたのが、11の4ページの表である。令和2年度の公立高等学

校入学者選抜、推薦選抜、一般選抜、第2次募集等々、全て網羅させていただいて、総合的に表としたものである。逐一説明は省くが、先ほど言ったように定員充足率が0.82という結果であった。定員を満たしていない学校もある。そういったところも含めて、今後の入学者選抜のあり方についても検討してやっていきたいと考えている。

——原案のとおり了承

報告第100号 令和2年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 12の1ページを御覧いただきたい。令和2年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について御報告する。

特別支援学校高等部の教科用図書の採択については、下段の囲みに書いてあるように、昨年9月3日の教育委員会会議によって報告したところであるが、その際に説明させていただいたが、高等部の教科書の採択においては期限を示した定めがなく、このたび入試を終えたところで、令和2年度に入学する高等部生徒等の実態に基づき、教育長専決により新たに採択したところである。採択に係る基本方針により、生徒の発達段階、障がいの状況や教育課程を考慮して、上段に記載しているような新規採択となった。（1）高等学校用文部科学省検定済み教科書1点である。次ページに採択された教科書を載せている。生徒の進路変更等により新たに採択したものである。（2）学校教育法附則第9条による一般図書3点である。12の2ページに載せているが、これについては、知的障がい特別支援学校において、新入生の実態により新たに採択したものである。

以上、計4点を採択することとした。

——原案のとおり了承

報告第101号 令和元年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 令和元年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について御報告する。趣旨及び顕彰対象については、資料にあるとおりであるが、少し補足説明させていただくと、2の顕彰対象の（1）の括弧書きで「島根県青少年芸術文化表彰に該当するものは除く」とあるが、これについては、対象となる全国規模の大会等において、最優秀に相当する賞またはそれに次ぐ賞を受賞された者については知事が表彰するもので

あるが、今年度は該当がなかった。

3の今回顕彰を受けられる団体と個人であるが、2団体と64の個人である。個人について少し内訳を御紹介すると、13の2から3ページの一覧のとおりであるが、個人は高校生が9人、中学生が15人、小学生が40人という内訳になっている。なお、今回、指導者の顕彰はなかった。

顕彰式は例年、教育長をお招きして表彰式を行うが、今年度については、新型コロナウイルス感染症防止対策のため開催をしないこととした。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

— 非公開 —

議決第49号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

——原案のとおり議決

議決第50号 令和2年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について（教育指導課・特別支援教育課）

——原案のとおり議決

承認第10号 教職員の懲戒処分について（総務課・学校企画課）

——原案のとおり承認

報告第102号 教育委員会事務局等職員（事務職員等関連分）定期人事異動について（総務課）

——以上原案のとおり了承

報告第103号 令和2年春の叙勲内示について（総務課・保健体育課）

——以上原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言16時50分